

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の調整保険料率を 1000 分の 1.28 から 1000 分の 1.30 に変更し、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。但し、内訳は以下の表の通りである。

変更前

区 分		一般保険料率	調整保険料率	合 計
負担割合	事業主	51.620/1,000	0.640/1,000	52.260/1,000
	被保険者	47.100/1,000	0.640/1,000	47.740/1,000
	合計	98.720/1,000	1.280/1,000	100.000/1,000
実施年月日		令和 2 年 3 月 1 日		

変更後

区 分		一般保険料率	調整保険料率	合 計
負担割合	事業主	51.610/1,000	0.650/1,000	52.260/1,000
	被保険者	47.090/1,000	0.650/1,000	47.740/1,000
	合計	98.700/1,000	1.300/1,000	100.000/1,000
実施年月日		令和 3 年 3 月 1 日		

令和 3 年 2 月 26 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 高 章